



釧路市


概要版

教育推進基本計画

計画策定の趣旨

 少子高齢化の進行等、変化の激しい社会において、子どもたちが充実した人生を送るために教育が果たす役割は重要です。

 しかしながら、子どもたちの教育をめぐる課題は、学ぶ意欲や体力の低下等、多くの課題が生じており、その解決に向けた対応が求められています。

 釧路市教育委員会では、次代を担う子どもたちが夢と希望を抱きながら、たくましく生き抜くことができるよう、目指すべき教育の基本的な方向や具体的な施策等を明らかにした「釧路市教育推進基本計画」を策定し、社会全体で進める教育の充実を図ります。

【社会環境の変化】

- ・少子高齢化の進行
- ・高度情報化の進展
- ・環境問題の深刻化
- ・価値観の多様化

【教育をめぐる課題】

- ・学ぶ意欲や基礎学力の低下
- ・いじめや不登校の発生
- ・運動能力の低下
- ・生活習慣の乱れ

- 釧路市総合計画における中長期的な分野計画
- 学校教育を中心とした家庭や地域における「子どもの教育」に関わる計画
- 達成目標の点検、評価を行う実効性のある計画

釧路市総合計画（H20～29）

釧路市教育推進基本計画（H25～29）

- 基本方針Ⅰ 確かな学力の確立
- 基本方針Ⅱ 豊かな心の育成
- 基本方針Ⅲ 健やかな体の育成
- 基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備
- 基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進
- 基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

基本方針 I 確かな学力の確立

- 1 生きる力を支える学力の向上
- 2 社会の変化に対応する力の育成

- 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実
- 学ぶ意欲を高める指導の充実
- 情報教育の推進
- 国際社会を生きる人材の育成
- 個に応じた職業観の育成
- 環境教育の推進



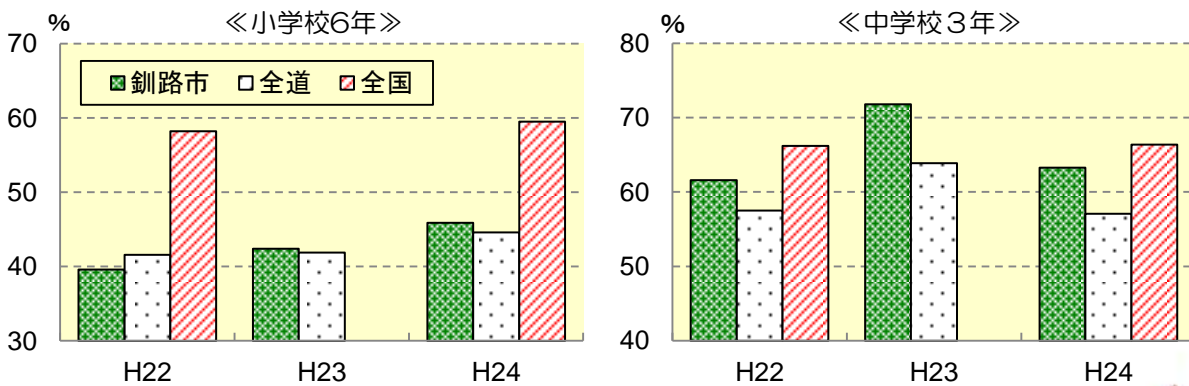
子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせるために、きめ細やかな指導の充実と家庭学習習慣の確立に学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。



子どもたちが将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、学ぶことや働くことの意義を体験的に理解する活動の充実を図ります。

成果指標項目	現 状		目 標	
全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率の状況（全道を100とした比較の値）	小6国	99.0	小6国	100以上
	小6算	100.5	小6算	100以上
	中3国	98.2	中3国	100以上
	中3数	94.1	中3数	100以上
「平日、1日当たりの家庭学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合	小6	45.9%	小6	60.0%
	中3	63.3%	中3	75.0%
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合	小6	86.2%	小6	90.0%
	中3	74.8%	中3	80.0%

「平日、1日当たりの学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合



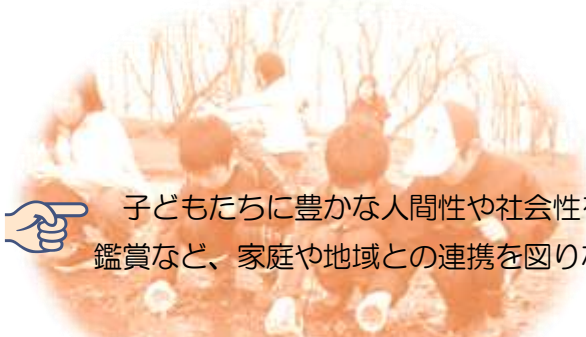
家庭学習に取り組む小学生の割合が年々増えています。学力の向上には家庭学習が欠かせません。家庭学習の習慣を確立するために保護者もTVを止めて一緒に読書・・・環境づくりが大切です！



基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

- 1 心の教育の充実
- 2 生徒指導の充実

- 道徳教育の充実
- 読書活動の充実
- 体験的な活動の充実
- 教育相談体制の充実
- いじめ問題への取組の充実
- 学校適応指導の充実



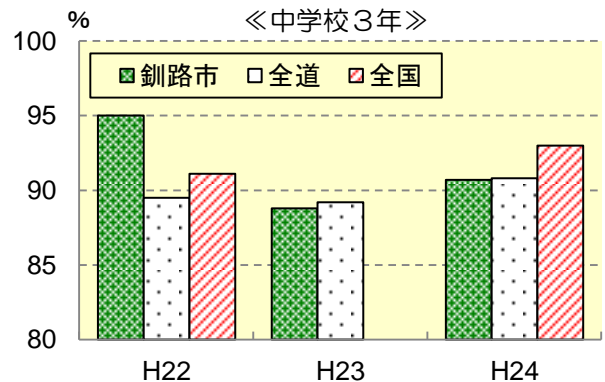
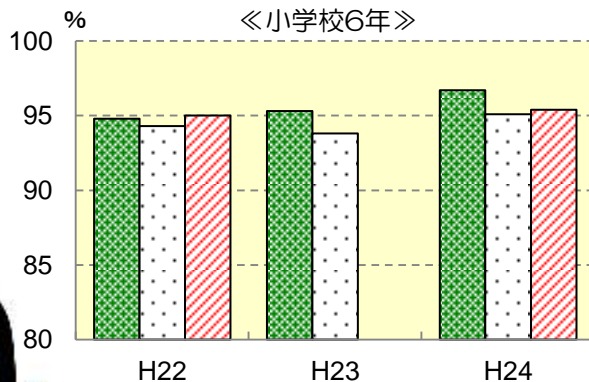
子どもたちに豊かな人間性や社会性を育むために、「道徳の時間」の公開や優れた芸術文化の鑑賞など、家庭や地域との連携を図りながら、心の教育の充実を図ります。



学校・家庭・地域が「いじめは絶対に許されない」との強い認識を持ちながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて組織的に取り組みます。

成果指標項目	現 状	目 標
「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答する児童生徒の割合	小6 92.7% 中3 93.6%	小6 100% 中3 100%
「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 74.7% 中3 68.7%	小6 100% 中3 100%
「いじめはどんな理由があってもいけない、どちらかといえばいけない」と回答する児童生徒の割合	小6 96.7% 中3 90.7%	小6 100% 中3 100%

「いじめはどんな理由があってもいけない、どちらかといえばいけない」と回答する児童生徒の割合



学年が進むにつれて、いじめに対する認識が甘くなる傾向があります。規範意識や思いやりの心など豊かな人間性を育むには、家庭での約束事を守ることや家族のふれあいを持つことが必要です！

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

- 1 体力・運動能力の向上
- 2 健康・防災・安全教育の推進

- 体育活動の充実
- 食育の推進
- 健康教育の推進
- 防災・安全教育の推進



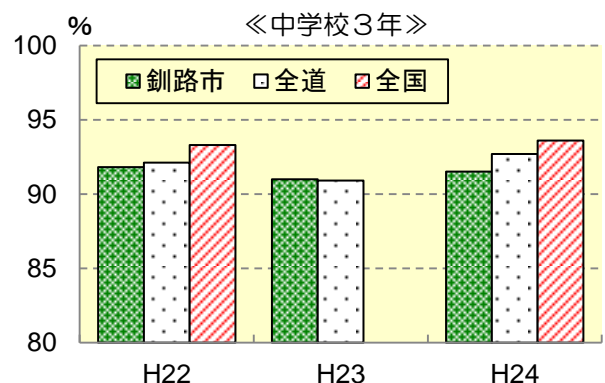
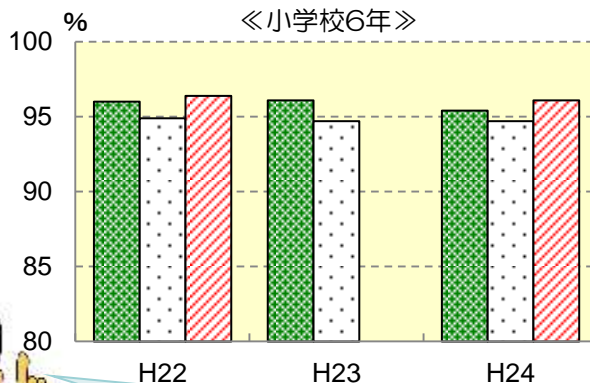
子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるよう、家庭と連携した食に関する指導を計画的に推進するほか、外遊びや運動に親しもうとする意欲を高める活動に継続的に取り組みます。



子どもたちが災害を正しく理解し、自らの命を守ることができるよう、的確に行動できる実践的態度を培う防災教育の充実を図ります。

成果指標項目	現 状	目 標
「運動やスポーツをすることが好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合	小5 82.5% 中2 86.8%	小5 90.0% 中2 90.0%
「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒及び園児の割合	小6 95.4% 中3 91.5% 幼保 97.2%	小6 100% 中3 100% 幼保 100%
地震～津波発生に特化した防災意識を高める授業を実施している小中学校の割合	小 75.0% 中 80.0%	小 100% 中 100%

「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒の割合



全国をやや下回る状況であり、学年が進むにつれて差が大きくなっています。食事はすべての活動の源です。1日を元気に過ごすためにも家族みんなが朝ごはんを必ず食べましょう！

基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくり推進

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

- 1 特別支援教育の推進
- 2 安全で快適な教育環境の整備

- 特別支援教育の体制整備
- 教育的ニーズに応じた適切な支援の充実
- 学校施設の計画的整備と早期耐震化
- 学ぶ意欲を高める学習環境の整備



- 1 魅力ある学校づくりの推進
- 2 教職員の資質向上


- 学校評価機能の充実
- 開かれた学校づくりの推進
- 専門性を高める研修の充実
- 組織運営体制の活性化





- 1 学校間の連携・協働の推進
- 2 家庭・地域との連携の推進

- 幼児教育の振興・充実
- 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携・接続
- 家庭の教育力の向上
- 地域の教育力の向上



 子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し校内支援体制の充実を図るとともに、子どもたちが安全に学べるよう学校施設の耐震化を促進します。

 学校の教育活動や学校運営の状況について積極的な情報発信を促進するとともに、教職員一人一人の授業力の向上を目指す研修の充実を図ります。

 小学校と中学校の連続的な学びの構築を支援するとともに、家庭が子どもの自立に向けた成長の基盤となるよう、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

成果指標項目	現 状		目 標	
個別の教育支援計画を策定している小中学校の割合	小	88.9%	小	100%
	中	57.1%	中	100%
校内研修の中ですべての学級や教科で授業研究を実施している小中学校の割合	小	89.3%	小	100%
	中	93.3%	中	100%
「テレビ・ビデオ・DVDの視聴時間が1日あたり3時間以内」と回答する児童生徒の割合	小6	56.8%	小6	65.0%
	中3	65.5%	中3	75.0%

計画の視点

教育をめぐる課題に適切に対応するには、教育委員会のもとより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携していくことが重要です。

「釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例」においても、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長や教育委員会、小学校及び中学校、議会、保護者並びに地域の団体等の責務や役割が示されています。

「人づくり」という教育の本質は、家庭や学校など様々な場所や機会で行われており、教育は社会全体で協力して行うものであるとの認識のもと、教育委員会や学校・家庭・地域が幅広く連携しながら取組を進めるための計画とします。



【教育委員会の役割】

教育委員会は、教育施策の実施主体として、様々な施策を推進するとともに、人的、物的な資源や情報を学校に提供することで学校の力が最大限に発揮できる教育環境をつくるのが大切です。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすにあたって、その支援に努めます。

【学校の役割】

学校は、子どもたちが学び合う場として、教育活動を組織的に実践し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む場となることが求められています。

子どもたちの教育に直接携わる教職員は、子どもの成長を願い、導くという使命感を持ち、互いに学び合い切磋琢磨することが大切です。

—教育委員会・学校・家庭・地域の幅広い連携—

【家庭の役割】

家庭は、子どもに精一杯の愛情を注ぐ心のよりどころであるとともに、家族とのふれあいを通して、社会を生きていくための前提となる基本的な生活習慣等を身に付ける上で重要な役割を担うなど、すべての教育の出発点です。

親は、子どもの教育に対して第一義的な責任を負うことを自覚する必要があります。

【地域の役割】

地域は、異なる年代の人々とのふれあい、豊かな自然や社会教育施設での体験を通して、健全な社会性の育成や郷土を愛する心を育む場として大切な役割を担っています。

安心・安全な地域環境づくりも、積極的な地域の協力が必要であり、地域全体で子どもたちの健全な成長を支えることが大切です。

* 計画や条例の全文は、釧路市ホームページ (<http://www.city.kushiro.lg.jp/>) に掲載しています。

計画に関するお問合せは

釧路市教育委員会 学校教育部 教育支援課
〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地 MOO4F
TEL 0154-23-5189 FAX 0154-25-5999
E-mail kyo-kyouikushien@city.kushiro.lg.jp